

第1問 1-1 (3点)

不正競争防止法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、競合他社であるB社の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布した。この場合、A社の行為は、不正競争に該当する。
- ② A社は、競合他社であるB社の商品甲の容器として全国的に知られている著名な容器と同一のデザインの容器を、自社の商品乙に用いて販売した。この場合、A社の行為は、不正競争に該当する。
- ③ A社は、有料テレビ放送において視聴料金を支払った者のみが視聴できるようにするために施されている信号処理を不正に解除し無料で視聴することを可能とする機能と、当該機能以外の機能を併せて有する機器甲を販売した。A社が、不正視聴を可能とする用途に供するために機器甲を販売した場合、A社の行為は、不正競争に該当する。
- ④ A社は、競合他社であるB社の商品甲の形態を模倣した商品乙を販売した。この場合、A社が模倣した商品甲の形態が商品甲の機能を確保するために不可欠な形態の部分に限られるものであっても、A社の行為は、不正競争に該当する。
- ⑤ A社は、不正の利益を得る目的で、競合他社であるB社の商品甲の商標と類似のドメイン名を使用する権利を取得した。この場合、A社の行為は、不正競争に該当する。

第1問 1-2 (3点)

会社法上の会社の代理商に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 会社法上、代理商は、会社との間に別段の意思表示がない限り、取引の代理または媒介をしたことによって生じた債権の弁済期が到来しているときは、その弁済を受けるまでは、会社のために占有する物または有価証券を留置することができる。
- ② 民法上、代理商は、会社に対して善良な管理者の注意義務を負う。
- ③ 商法上、代理商は、会社のために取引の代理または媒介をしたときは、会社との間に代理商の報酬に関する約定がなくても、会社に対して、報酬を請求することができる。
- ④ 会社法上、代理商は、会社の事業とまったく異なる種類の事業を行う他の会社の取締役就任には、会社の許可を受けなければならない。
- ⑤ 会社は、代理商が会社の許可を受けずに自己のために会社の事業の部類に属する取引を行ったことにより生じた損害につき、代理商にその賠償を請求した。この場合、会社法上、当該取引によって代理商が得た利益の額が会社に生じた損害の額と推定される。

第1問 1－3 (3点)

製造物責任法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 製造物責任法上の製造物は、製造または加工された動産をいうが、農林水産物は、たとえ加工されても製造物には該当しない。
- ② 製造物を現実に製造せず、業として海外から輸入した者は、製造物責任法上の製造業者等に該当することはない。
- ③ 製造物を現実に製造せず、メーカーから製造物を仕入れ、これを消費者に販売する小売業者は、原則として、製造物責任法上の製造業者等に該当しない。
- ④ 製造物責任法に基づく損害賠償責任が成立するためには、製造物の欠陥によって人の生命または身体に被害が生じる必要があり、単に製造物自体が破損した場合や、製造物以外の物に損害が拡大した場合は、製造物責任法は適用されない。
- ⑤ 製造物責任法に基づく損害賠償責任が成立するためには、製造物に物理的な欠陥があることが必要であり、製造物の安全性に関する指示や警告に欠陥があったというだけでは、製造物責任法上の欠陥とは認められない。

第1問 1-4 (3点)

株式会社の取締役に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本問における取締役会設置会社は、監査等委員会設置会社ではなく、かつ、指名委員会等設置会社でもないものとする。

ア. 会社法上、取締役会設置会社において、取締役は、競業避止業務を負うが、競業について事前に取締役会の承認を受ければ、当該競業により会社に損害が生じたとしても、会社に対する損害賠償責任を免除される。

イ. 会社法上、取締役会設置会社では、取締役会決議により、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。

ウ. 会社法上、取締役会設置会社の取締役会は、重要な財産の処分および譲受け、多額の借財その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。

エ. 取締役会設置会社において、取締役会の決議に参加した取締役であって取締役会議事録に異議をとどめないものは、会社法上、その決議に賛成したものと推定される。

オ. 取締役は、利益相反取引を行い会社に損害を与えた場合であっても、会社法上、総株主の過半数の同意があれば、会社に対する損害賠償責任を免除される。

① アイオ ② アウエ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ イエオ

第2問 2-1 (3点)

X社は、Y社に対して有する貸金債権を担保するため、Y社の所有する財産に譲渡担保権の設定を受けることとした。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① X社は、Y社の所有する不動産Aについて、譲渡担保権の設定を受けた。この場合、X社は、当該譲渡担保権の設定につき、不動産登記を経ることにより、当該譲渡担保権を第三者に対抗することができる。
- ② X社は、Y社の倉庫に在庫として保管されている商品Bについて、その種類、場所および量的範囲により特定し、集合物として譲渡担保権の設定を受けた。この場合、当該譲渡担保権の設定時に当該倉庫内に存在しなかった商品Bについては、当該譲渡担保権の実行時にY社が所有しており当該倉庫内に存在したとしても、当該譲渡担保権の効力は及ばない。
- ③ X社は、Y社がZ社に対して有する1000万円の売掛金債権について、譲渡担保権の設定を受けた。この場合、X社は、当該譲渡担保権の設定につき、動産・債権譲渡特例法に基づく債権譲渡登記を経ることで、当該譲渡担保権を第三者に対抗することができる。
- ④ X社は、Y社の所有する絵画Cについて、譲渡担保権の設定を受けた。この場合、X社は、当該譲渡担保権の設定につき、絵画Cの引渡しを受けることで、当該譲渡担保権を第三者に対抗することができる。
- ⑤ X社は、Y社の所有する工作機械Dについて、譲渡担保権の設定を受けたが、Y社が弁済を怠ったため、当該譲渡担保権を実行することとした。この場合、工作機械Dの売却価格が当該貸金債権の額を上回り差額を生じたときは、X社は、Y社に対して、当該差額を精算する義務を負う。

第2問 2-2 (3点)

家具メーカーであるA社は、自社が経営する直販所において、家具を消費者に販売している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社は、直販所に来店した消費者Bとの間で、Bに家具を販売する旨の売買契約を締結した。この場合、その販売方法が訪問販売や割賦販売に該当しなくても、当該売買契約には消費者契約法が適用される。

イ. A社の直販所において、A社の従業員Cは、消費者Dが退去したい旨を申し出ているにもかかわらず、直販所から退去させずに勧誘を継続しDを困惑させ、A社とDとの間の家具の売買契約を締結した。この場合、Dは、消費者契約法に基づき、当該売買契約を取り消すことができる。

ウ. A社の直販所において、A社の従業員Eは、A社の製造した家具の説明をするに際し、消費者Fに対し不実の告知を行い、これを事実だとFに誤認させ、A社とFとの間の家具の売買契約を締結した。この場合、Fは、消費者契約法に基づき、当該売買契約を取り消すことができる。

エ. A社は、直販所に来店した消費者Gとの間で家具の売買契約を締結したが、その際、A社の従業員Hによる不適切な勧誘行動があったことを理由として、Gは、消費者契約法に基づき当該売買契約を取り消した。この場合、すでに履行された債務につき、A社は原状回復義務を負うが、Gは原状回復義務を負わない。

オ. A社は、家具を購入した買主にA社の債務不履行によりいかなる損害が生じても、その責任を一切負わない旨を、直販所内に表示している。この場合、A社は、直販所において消費者Iに家具を販売した際のA社の債務不履行によりIに生じた損害について、民法の債務不履行責任の規定による責任をすべて免れることができる。

- ① アイウ ② アウエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ イエオ

第2問 2-3 (3点)

国際的な取引紛争の解決に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 日本の民事訴訟法上、外国裁判所の確定判決が日本国内においてその効力を有するための要件の1つとして、敗訴の被告が訴訟の開始に必要な呼出しもしくは命令の送達(公示送達その他これに類する送達を除く)を受けたこと、またはこれを受けなかったが応訴したことが挙げられる。
- ② 日本の民事訴訟法上、外国裁判所の確定判決が日本国内においてその効力を有するための要件の1つとして、判決の内容および訴訟手続が日本における公の秩序または善良の風俗に反しないことが挙げられる。
- ③ 日本の民事訴訟法上、外国裁判所の確定判決が日本国内においてその効力を有するための要件の1つとして、当該外国裁判所の属する国において一定の要件の下で日本の裁判所の確定判決が効力を有することが挙げられる。
- ④ 日本の仲裁法上、仲裁人の選任手続は、原則として、当事者間の合意により定めることができる。
- ⑤ 国際取引の当事者の一方が、適法になされた仲裁合意に反して、日本の裁判所に民事訴訟を提起したとしても、日本の仲裁法上、他方当事者は、当該民事訴訟において訴えの却下を求めることはできない。

第2問 2-4 (3点)

A社は、B社から、コンピュータソフトウェアの作成を受託し、A社の従業員Cが本件ソフトウェアを作成した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。なお、本件ソフトウェアは、著作権法上のプログラムの著作物に該当するものとする。

- ア. 著作権法上、著作権は、著作者が著作物を創作するだけで成立し、著作権が成立するために別途何らかの方式を履践する必要はないため、本件ソフトウェアの著作権は、本件ソフトウェアが作成されただけで成立する。
- イ. 著作権法上、法人の従業員が職務上作成した職務著作物の著作者は従業員であり、法人と従業員との間の契約等でこれと異なる定めをすることは認められない。したがって、著作権法上、本件ソフトウェアの著作者は、実際に本件ソフトウェアを作成したCである。
- ウ. B社は、A社から、本件ソフトウェアの著作権を譲り受けた場合、その旨の登録をしなければ、当該著作権の譲受けを第三者に対抗することができない。
- エ. A社とB社との間の契約において、本件ソフトウェアに関する著作権は、A社が本件ソフトウェアをB社に引き渡す時にB社に移転する旨が定められている。この場合、B社は、本件ソフトウェアの引渡しを受けた時に、本件ソフトウェアに関する著作者人格権を取得する。
- オ. B社の従業員Dは、A社が作成してB社に引き渡し、その著作権もB社に譲渡した本件ソフトウェアを、B社に無断で複製し、B社の同業者であるE社に譲渡した。この場合、Dの行為は、本件ソフトウェアの著作権を侵害する。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第3問 3-1 (3点)

民事再生法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 経済的な窮境に陥ったA社が民事再生法上の再生手続開始の申立てをするには、A社に破産手続開始の原因となる事実が生ずるおそれがあるときであること、または、A社が事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないときであることが必要である。
- イ. A社は、再生手続開始の申立てを行った後、その決定を受ける前に、取引先のB社から、A社の事業の継続に欠くことのできない原材料を購入した。購入に先立って、A社が当該原材料の代金債権を共益債権とする旨の裁判所の許可またはこれに代わる監督委員の承認を受けていた場合には、当該代金債権は共益債権となる。
- ウ. 裁判所によりA社に再生手続開始の決定がなされ、同時にCが管財人に選任された。この場合、A社の業務に遂行ならびに財産の管理および処分をする権利は、Cに専属する。
- エ. A社が再生手続開始の申立てを行った後、A社に再生手続開始の決定がなされる前に、A社の債権者であるD社は、A社の財産に対して強制執行の申立てを行っていた。当該強制執行におけるD社の請求債権がA社の再生手続において再生債権として扱われるものである場合、進行中の当該強制執行の手続は、A社に再生手続開始の決定が出された後も続行される。
- オ. A社は、E社から融資を受けるに際し、E社のために自社の工場およびその敷地に抵当権を設定し、その旨の登記を経たが、その後、再生手続開始の決定を受けた。この場合、E社は、原則として、当該抵当権を行使することができず、再生手続において作成される再生計画に従って、当該抵当権の被担保債権の弁済を受ける。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第3問 3-2 (3点)

不法行為に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 土地の工作物の所有者が当該工作物を占有している場合において、当該工作物の設置に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、当該工作物を占有している所有者は、損害の発生を防止するのに必要な注意をしたことを証明することができれば、民法上、当該他人に対してその損害を賠償する責任を負わない。

イ. ある事業のために他人を使用する使用者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。この場合において、当該使用者は、当該第三者に対して損害賠償を行ったときであっても、民法上、当該被用者に対して求償することはできない。

ウ. 自動車損害賠償保障法上、自動車の運行供用者が自己のための自動車の運行によって他人に損害を生じさせた場合であっても、その損害が生命または身体ではなく財産についてのみ生じたときは、当該損害は、同法に基づく損害賠償の対象とはならない。

エ. 不法行為によって損害を被る一方で利益を受けている場合には、損益相殺により、その利益を損害額から控除して損害額を算定することができるが、生命保険金は、この損益相殺の対象とはならない。

オ. 不法行為に基づく損害賠償請求訴訟が提起された場合において、損害の発生につき被害者にも過失があるときは、民法上、裁判所は、これを考慮して損害賠償の額を定めることができる。

① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第3問 3-3 (3点)

民事訴訟手続に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 訴えを提起しようとする者は、その相手方となるべき者が行方不明でありその所在が不明なときは、訴えを提起することはできない。

イ. 被告は、口頭弁論期日において、原告が主張する請求原因事実の1つについて知らない旨の答弁をした。この場合、被告は、当該請求原因事実を争ったものと推定される。

ウ. 当事者は攻撃防御の方法を訴訟のいかなる時期に提出してもよく、時機に後れた攻撃防御方法であったとしても、裁判所はこれを却下することができない。

エ. 裁判所は、証人および当事者本人の尋問を、できる限り、争点および証拠の整理が終了した後に集中して行わなければならない。

オ. 裁判所は、判決をするにあたり、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果を斟酌して、自由な心証により事実認定を行う。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第3問 3-4 (3点)

個人情報保護法に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 死亡した個人に関する情報は、当該死亡した個人を識別することができるものであるときは、個人情報保護法上、当該死亡した個人の個人情報に当たる。
- ② 個人情報保護法上、匿名加工情報取扱事業者には、匿名加工情報の加工方法についての制限や、匿名加工情報を作成、提供等した際の公表義務が課されている。
- ③ 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合には、その利用目的を当該個人情報によって識別される個人に通知したときであっても、別途利用目的を公表しなければならない。
- ④ 個人情報取扱事業者は、その保有個人データについて、個人情報によって識別される個人から開示の請求を受けた場合であっても、当該請求に応じる必要はない。
- ⑤ 個人情報取扱事業者が、事業の譲渡に伴って譲受会社に当該事業に関する個人データを提供しようとする場合には、当該個人データにより識別される個人から事前に同意を得なければ、提供をすることができない。

第4問 4-1 (3点)

X社は、防犯用品の製造および販売を業としている株式会社である。近時、X社の同業他社であるY社が新商品として発売した携帯防犯ブザーに人気が出始めたため、X社は、自社が製造し販売している携帯防犯ブザーを原価を著しく下回る価格で量販店や小売店等の取引先に継続して供給するとともに、インターネット上の自社の通信販売サイトでも同様の価格を定価として設定して販売を行った(以下、X社のこれらの行為を合わせて「本件行為」という)。その結果、Y社の携帯防犯ブザーの売上げは激減した。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 本件行為につき、公正取引委員会がX社に対して排除措置命令を行おうとする場合、公正取引委員会は、排除措置命令に先立ってX社から意見聴取を行わなければならない。
- ② X社は、本件行為に関する公正取引委員会の調査開始日の1年前に、本件行為と同様の行為を行ったことにより、公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令を受け、当該排除措置命令は確定した。この場合、公正取引委員会は、本件行為の存在が認められ、かつX社が本件行為をした日から本件行為がなくなる日までの期間におけるX社の携帯防犯ブザーの売上額が一定の額を超えるときは、原則として、X社に対し、課徴金納付命令を発しなければならない。
- ③ 本件行為は、X社の代表取締役Aの指示によってなされたものであり、かつ、Aは、本件行為につき独占禁止法上の不正な取引方法に該当する行為であるとの認識を有していた。この場合、Y社は、本件行為によりY社が被った損害について、X社に対して損害賠償請求を行うとともに、Aに対してX社の取締役としての責任を追及し、損害賠償請求をすることができる。
- ④ 本件行為について公正取引委員会からX社に対し本件行為をやめること等を内容とする排除措置命令が出された場合において、X社は、当該排除措置命令に不服があるときは、その取消しを求める訴訟を提起することができる。

- ⑤ X社は、複数の量販店および小売店から、X社の携帯防犯ブザーの売上げが落ちているため、卸売価格を下げて欲しいとの要請を受けており、この値下げの要請に応じ、本件行為を行ったものであった。この場合、本件行為は、量販店および小売店の要請に応じて行ったものであるため、不公正な取引方法として独占禁止法に違反することはない。

第4問 4-2 (3点)

A社は、その販売員Bに消費者Cの自宅を訪問させ、Cとの間で、美容機器X(20万円)をCに販売する旨の売買契約を締結した。本件売買契約は、Cがいわゆるクレジットカード等を利用することなく、A社がCにXを販売し、個別信用購入あっせん業者であるD信販会社が、Xの代金をCに代わってA社に交付するとともに、Cから所定の時期までに当該代金相当額の金銭を受領する内容の「個別信用購入あっせん」(以下、本問において「本件個別クレジット」という)により行われた。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、本件個別クレジットでは、A社とC社との間、およびCとD信販会社との間において、それぞれ次の契約が締結されている。

- (1) A社とCとの間で、本件個別クレジットによりXを販売することを内容として締結される売買契約である「個別信用購入あっせん関係販売契約」(以下、本問において「クレジット販売契約」という)。
 - (2) クレジット販売契約によりCがA社からの購入するXの代金相当額の支払いおよび受領について、CとD信販会社との間で締結される契約である「個別信用購入あっせん関係受領契約」(以下、本問において「立替払委託契約」という)。
- ① Cは、Xの購入に際して、当初は一括で代金を支払おうと考えていたが、Bから立替払委託契約の利用を勧められたため、クレジット販売契約および立替払委託契約を締結し、A社からXを購入した。しかし、これらの契約は、BがXの引渡時期について不実のことを告知し、これによりCが誤認した上で締結されたものであったため、Cは、そのことを理由としてクレジット販売契約および立替払委託契約の申込みの意思表示を取り消した。この場合、D信販会社は、Cに対し、すでにCから受領した分割支払金に相当する額の金銭を返還する義務を負う。
- ② D信販会社は、A社からクレジット販売契約によりXを購入したCが分割支払金を支払わないため、Cに対し、割賦販売法所定の期間を定めてその支払いを書面で催告したが、その期間内に当該分割支払金の支払義務が履行されなかった。この場合、D信販会社は、当該分割支払金の支払いの遅滞を理由として、支払時期の到来していない分割支払金についてCの有する期限の利益を喪失させ、売買代金の残金を一括して請求することができる。

- ③ D信販会社とCとの間の立替払委託契約が、Cの分割支払金の履行遅滞を理由として解除された。この場合、割賦販売法上、消費者が個別信用購入あっせん業者への支払いを怠った場合の遅延損害金については規制されていないため、D信販会社とCとの間に違約金についての特約があれば、当該特約で定めた違約金の利率の高低にかかわらず、D信販会社は、Cに対し、当該特約に基づく違約金の支払いを請求することができる。
- ④ A社からクレジット販売契約によりXを購入したCは、約定の期日にA社からXの引渡しを受けていない場合には、A社がXの引渡債務につき弁済の提供をするまで、D信販会社からの分割支払金の支払請求を拒むことができる。
- ⑤ Cは、A社からクレジット販売契約によりXを購入した後に、D信販会社との間の立替払委託契約につき、D信販会社に対してのみ書面をもってクーリング・オフによる解除の通知をした。この場合、原則として、CとA社との間のクレジット販売契約は、解除されたものとみなされる。

第4問 4-3 (3点)

株式総会に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 会社法上、株式総会は、株主全員の同意があるときには、原則として、株主に対する招集手続を経ることなく開催することができる。
- イ. 会社法上、すべての株主に株主総会の招集請求権および招集権が認められている。
- ウ. 会社法上、株式会社は、株主との間の合意により、有償で自己株式を取得する場合、株主総会の特別決議による授権決議を経なければならず、株主総会の普通決議や取締役会決議による授権決議を経て自己株式を取得することは認められていない。
- エ. 会社法上の公開会社でない株式会社は、定款の定めにより、株主総会における議決権について、株主の所有する株式の数の多寡にかかわらず、株主1人につき1議決権を有する旨を定めることができる。
- オ. 株式会社は、株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある、議決権制限株式を発行することができる。

- ① アイエ ② アウオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ イウオ

第4問 4-4 (3点)

保証に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① A社は、B社との間で、B社に金銭を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結するにあたり、B社がA社に対して負う借入金債務を主たる債務として、Cとの間で連帯保証契約を締結することとした。この場合、A社とCとの間の連帯保証契約は、書面でなければ効力を生じず、電磁的記録によってされたとしても効力を生じない。
- ② A社は、B社との間で、B社に金銭を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結するにあたり、B社がA社に対して負う借入金債務を主たる債務として、Cとの間で連帯保証契約を締結し、Cは連帯保証人となった。この場合、A社は、Cに対し保証債務の履行を請求するときは、これに先立って、B社に対し主たる債務の履行を請求する必要はない。
- ③ A社は、B社との間で、B社に金銭を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結するにあたり、B社がA社に対して負う借入金債務を主たる債務として、Cとの間で連帯保証契約を締結し、Cは連帯保証人となった。本件連帯保証契約の締結後、B社が、A社に対しCを連帯保証人とすることに反対の意思を表示した場合、本件連帯保証契約を無効となる。
- ④ A社は、B社との間で、B社に金銭を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結するにあたり、B社がA社に対して負う借入金債務を主たる債務として、CおよびDとの間で、連帯保証契約ではない通常の保証契約を締結し、CおよびDは保証人となった。この場合、A社とCおよびDとの間に、CおよびDがそれぞれ等しい割合で分割した額の債務を弁済すべき旨の特約がない限り、主たる債務の額が保証人の数に応じ等しい割合で分割されないため、CおよびDは、いずれも主たる債務の全額につき保証債務を負う。

- ⑤ A社は、B社との間で、B社にその所有する建物を賃貸する旨の賃貸借契約を締結するにあたり、B社に対して取得する賃料債権を担保したいと考えている。この場合、民法上、保証契約により担保される債権は金銭消費貸借契約に基づき生じた貸金債権に限られているため、A社は、B社がA社に対して負う賃料支払債務を主たる債務として、B社の代表取締役Cとの間で連帯保証契約を締結することはできない。

第5問 5-1 (3点)

小売業者等が、自社ブランドの製品として販売するために、製造業者等との間で決定した仕様に基づく製品を当該製造業者等に供給させる、いわゆるOEM (Original Equipment Manufacture) 契約に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① OEM契約には、下請的取引や生産委託など様々な種類があり、契約内容が多様であるため、その法的性格を一律に決することはできないとされる。
- ② OEM契約における発注者は、一般に、技術力や価格競争力の弱い分野において安価に良質な製品を調達することによって、投資負担や経営リスクを軽減することができる。他方、受注者は、一般に、価格が適正であれば、生産の増大により利益を拡大でき、また、同時に設備および人員の有効利用が可能となる。
- ③ OEM契約における取引数量の設定方法には、年間の最低取引数量や金額を設定する方法、最低発注単位を設定して一定期間の先行発注を義務付ける方法、購入予定量を単なる達成努力義務として定める方法などがあるとされる。
- ④ OEM契約における発注者は、自社ブランドを表すロゴマークについて商標権の設定登録を受けた上で、OEM契約に基づき供給される製品に当該ロゴマークを付して販売している。この場合において、当該発注者は、競合他社が正当な権限なく当該ロゴマークと類似する商標を当該製品と同種の製品に付して販売しているときであっても、当該競合他社に対し、商標権の侵害を理由として、その販売の差止めを請求することはできない。
- ⑤ OEM契約における発注者は、OEM契約に基づいて受注者である製造業者等に供給させる製品に、当該製品の製造業者として自己の商号を表示して販売している。この場合において、当該製品に欠陥があり、その購入者が当該製品を使用して怪我をした場合には、当該発注者が、製造物責任法に基づく損害賠償責任を負うことがある。

第5問 5－2 (3点)

発明家Aは、従来になく構造の玩具Xを開発し、Xについて実用新案登録の出願をした。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. Aは、Xについて実用新案登録出願をした場合、Xの産業上利用可能性、進歩性および新規性について実体的登録要件の審査を受けることなく、方式審査および当該出願が物品の形状、構造、組合せにかかる考案であることなどの基礎的要件の審査を経て、実用新案登録を受けることができる。

イ. AがXについて実用新案登録を受けた後に、B社がAの実用新案権を侵害している場合、Aは、登録実用新案にかかる実用新案技術評価書を提示して警告をした後でなければ、B社に対して実用新案権を行使することができない。

ウ. Aは、Xについて実用新案登録を受けた後、Aの実用新案権を侵害しているB社に対して、実用新案法に基づき実用新案権を行使した。この場合において、当該実用新案登録を無効とする旨の審決が確定したときは、Aは、原則として、B社に対して、Aが実用新案権を行使したことによりB社に生じた損害を賠償する責任を負う。

エ. Aは、Xについて実用新案登録を受けた場合、当該実用新案登録に基づき特許出願をすることはできない。

オ. Aは、Xについて実用新案登録を受けた場合、実用新案権の存続期間が満了するまでにその更新の手続をすることによって、自己の実用新案権の存続期間を更新することができる。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第5問 5-3 (3点)

X社では常時50名の労働者を使用しており、その過半数である30名の労働者で組織するY労働組合が存在する。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 労働基準法上、X社は、Y労働組合から要請があった場合、X社の就業規則を変更しなければならない。
- ② 労働基準法上、X社で作成された就業規則が、X社とY労働組合との間で締結された労働協約に抵触する場合、所轄労働基準監督署長は、その就業規則の変更を命じることができる。
- ③ Y労働組合の組合員が、労働者災害補償保険法（労災保険法）の適用を受けるためには、労災保険の保険料をX社とY労働組合がそれぞれ半額ずつ負担して納付する必要がある。
- ④ 労働組合法上、Y労働組合の理事には、X社の取締役が就任する必要がある。
- ⑤ 労働組合法上、X社は、Y労働組合の運営のための経費の支払いにつき、Y労働組合に対し経理上の援助をする必要がある。

第5問 5-4 (3点)

国際取引に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 日本の企業であるX社は、日本および特許協力条約に加盟しているA国で、発明甲について特許権を取得することとした。この場合、X社は、所定の手続に従い日本で発明甲について特許出願をすれば、A国においても発明甲について特許出願をしたのと同じ効果が認められる。

イ. 日本の企業であるX社は、製品甲を製造するのに必要な発明乙につき、日本およびA国で特許権を有しており、A国においては、A国の企業であるY社に製品甲の独占的販売権を設定している。日本の企業である乙社が、A国でY社から製品甲を購入し、日本に輸入し販売している場合、日本の判例によれば、X社は、日本における発明乙の特許権に基づいて、Z社に対し製品甲の輸入および販売の差止めを請求することができる。

ウ. 日本の企業であるX社は、日本で発明甲について特許権を取得し、これを用いた製品乙の製造および販売を行っている。Y社は、X社の許諾を受けずにA国で発明甲を用いた製造丙を製造し、日本に輸入しようとしている。この場合、日本の税関当局は、職権により製品丙の輸入を差し止めることができるが、X社が税関当局に輸入差止めの申立てをすることはできない。

エ. 日本の企業であるX社が倒産し、日本の裁判所から破産手続開始の決定を受けた後に、X社の債権者であるY社は、X社が海外に有する資産から弁済を受けた。この場合であっても、Y社は、X社の日本における破産手続において、海外で受けた弁済を考慮することなく、配当を受けることができる。

オ. 日本の企業であるX社は、A国の公務員に対して贈賄行為を行った。その送金手続がアメリカ合衆国(米国)内で行われた場合、X社は、米国の連邦海外腐敗行為防止法により処罰される可能性がある。

① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ

第6問 6-1 (2点)

Xは、Yに対して、X所有の絵画甲を第三者Zに売却する旨の代理権を与えた。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① Yは、Xのためにすることを示して、Zとの間で、絵画甲ではなくX所有の絵画乙を売却する旨の売買契約を締結した。この場合において、ZがXに対して相当の期間内にYの行為につき追認するか否かを確答すべき旨の催告をしたのに対し、Xがその期間内に確答しなかったときは、Xは、追認を拒絶したものとみなされる。
- ② Yは、Xのためにすることを示して、Zとの間で、絵画甲ではなくX所有の絵画乙を売却する旨の売買契約を締結した。この場合、Zは、Yの本件行為が無権代理であることにつき善意であれば、XがYの本件行為を追認しない間は、本件売買契約を取り消すことができる。
- ③ Yは、Xのためにすることを示して、Zとの間で、絵画甲ではなくX所有の絵画乙を売却する旨の売買契約を締結した。この場合において、Yが未成年者であるときは、Zは、Yの本件行為が無権代理であることにつき善意無過失であっても、Yに対して無権代理人の責任を追及することはできない。
- ④ Yは、Xから絵画甲を200万円以上で売却する旨の代理権を与えられていたが、Xのためにすることを示して、Zとの間で絵画甲を150万円で売却する旨の売買契約を締結した。この場合、Zは、Yによる本件売買契約の締結が権限内の行為であると信じ、そう信じることにつき正当な理由があるときでも、Xに対して絵画甲の引渡しを請求することはできない。
- ⑤ Yは、Xから授与された代理権が消滅した後に、Xのためにすることを示して、Zとの間で絵画甲を売却する旨の売買契約を締結した。Zは、代理権の消滅につき善意無過失であれば、Xに対して絵画甲の引渡しを請求することができる。

第6問 6-2 (2点)

A社は、B社との間で、B社に金銭を貸し付ける旨の金銭消費貸借契約を締結し、本件金銭消費貸借契約に基づく貸金債権の弁済期が到来した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社とB社との間で、本件金銭消費貸借契約に基づく借入金債務の弁済に代えてB社が有するC社の株式を給付する旨の代物弁済契約が締結された場合、民法上、本件貸金債権が消滅するのは、当該代物弁済契約の締結時である。

イ. B社は、A社に対して、すでに弁済期が到来した請負代金債権を有している。A社が本件貸金債権と当該請負債権を対等額で相殺するには、民法上、A社が相殺の意思表示をし、これをB社が承諾することが必要である。

ウ. B社は、A社との間の事業譲渡により、A社から本件貸金債権を含むA社の財産を承継することとなった。この場合、本件貸金債権は、原則として、消滅する。

エ. A社は、債権者代位権に基づき、B社がD社に対して有する売掛金債権を代位行使し、D社から売掛金を受領した。この場合、A社は、当該売掛金をB社に返還する義務を負うが、本件貸金債権とB社がA社に対して有する当該売掛金の返還請求権とを対等額で相殺することができる。

オ. A社は、一方的意思表示により、本件金銭消費貸借契約に基づく借入金債務を免除することができ、この場合、B社が反対の意思を表示したとしても、当該借入金債務は消滅する。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第6問 6-3 (2点)

A社は、B社との間の金銭消費貸借契約に基づき、B社に500万円を貸し付けたが、B社がその弁済をしようとしないうちに、B社を被告として、500万円の返還および遅延利息の支払いを求める民事訴訟を提起することとした。この場合に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 民事訴訟法上、第一審の管轄裁判所となるのは、被告の住所地を管轄する裁判所に限られている。したがって、たとえA社およびB社が、本件金銭消費貸借契約において、本件金銭消費貸借契約に関する民事上の法的紛争の解決についてはA社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする旨を合意していたとしても、A社は、B社の所在地を管轄する裁判所に本件訴訟を提起しなければならない。
- ② A社がB社を被告として本件訴訟を提起した場合において、争点および証拠を整理するため、弁論準備手続が行われた。この場合、A社およびB社は、弁論準備手続の結果を訴訟資料とするために、口頭弁論において、弁論準備手続の結果を陳述する必要はない。
- ③ A社がB社を被告として本件訴訟を提起した場合において、B社は、第一回口頭弁論期日に欠席したが、請求の棄却を求める旨の答弁書を提出していた。この場合、本件訴訟では、B社がA社の請求を認めたものとして扱われ、A社の請求を認容する判決が下される。
- ④ A社がB社を被告として本件訴訟を提起した場合、裁判所は、A社およびB社の間で争いのある事実を認定するために、A社およびB社から申出のない証拠方法を職権で調べることができる。
- ⑤ A社がB社を被告として本件訴訟を提起した場合、裁判所は、A社およびB社の一方または双方が在廷していなくても、判決の言渡しをすることができる。

第6問 6-4 (2点)

民事保全および民事執行に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい

- ① A社は、B社に対して弁済期未到来の2000万円の貸金債権を有しているが、B社の信用状況が急激に悪化しており、弁済期には当該貸金債権の弁済を受けられなくなる可能性が高い状況にある。この場合であっても、A社は、当該貸金債権の弁済期が到来するまでは、当該貸金債権を被保全債権として、B社の所有する財産に対し仮差押えを行うことはできない。
- ② A社は、自己の所有する建物甲の登記名義が無断でB社に移転していることを発見した。この場合、A社は、抹消登記手続請求権を被保全権利として、B社に対し建物甲の処分を禁止する処分禁止の仮処分命令を得ることができる。
- ③ A社は、自社の所有する建物甲をB社に賃貸しているが、B社が賃料を支払わないため、B社との間の賃貸借契約を解除し建物甲の明渡しをB社に求めたところ、B社との間で3ヶ月後に建物甲の明渡しを受ける旨の和解が成立した。A社は、当該和解について公正証書を作成し、かつ、当該公正証書に建物甲の明渡しについての強制執行認諾文言が付されていれば、当該公正証書を債務名義として建物甲の明渡しの強制執行をすることができる。
- ④ A社は、B社に対して有する2000万円の貸金債権を請求債権として、B社がC社に対して有する1500万円の売掛金債権を差し押さえ、C社、B社の順で差押命令が送達された。この場合、A社は、B社に対して差押命令が送達された後、直ちに自ら当該売掛金債権を取り立てることができる。
- ⑤ A社は、B社に対して有する2000万円の貸金債権を被担保債権として、B社の所有する甲不動産に抵当権の設定を受けその登記を経た。その後、B社に対して1500万円の売掛金債権を有するC社が、甲不動産につき強制執行を申し立て差押えの登記がなされた。この場合、A社は、差押えに基づいてなされた甲不動産の強制競売による売却代金から配当を受けることはできない。

第7問 7-1 (2点)

会社設立時の株式の発行および募集株式の発行に関する次の①～⑤の記述のうち、会社法の規定に照らし、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、本問における会社は、会社法上の公開会社であるものとする。

- ① 会社は、その設立時には、発行可能株式総数の範囲内であればその多寡を問わず、自由に株式を発行することができる。
- ② 会社は、一定の要件の下で発行可能株式総数を増加させることができるが、増加後の発行可能株式総数は、増加前の発行済株式総数の4倍を超えることはできない。
- ③ 会社が株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える株主割当ての方法により募集株式を発行する場合、株主は、原則として、その有する株式の数に応じて割当てを受ける権利を有する。
- ④ 会社が募集株式を発行するにあたり、募集株式の引受人が、当該会社の取締役と通じて、著しく不公正な払込金額で募集株式を引き受けた。この場合、当該引受人は、当該会社に対し、当該払込金額と当該募集株式の公正な価額との差額に相当する金額を支払う義務を負う。
- ⑤ 株主は、募集株式の発行が発令または定款に違反する場合、または、募集株式の発行が著しく不公正な方法により行われる場合において、不利益を受けるおそれがあるときは、会社に対し、当該募集株式の発行をやめることを請求することができる。

第7問 7-2 (2点)

2017年(平成29年)5月26日に成立し同年6月2日に公布された「民法の一部を改正する法律」により改正された後の民法(改正民法)に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものを○、適切でないものを×とした場合の組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 現行民法の売買契約における売主の担保責任について、改正民法では、売主から買主に引き渡された目的物の種類、品質、数量が契約の内容に適合しない場合、買主は、売主に対して、目的物の修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求できることとされた。

イ. 改正民法では、ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引で、その内容が画一的であることが当事者双方にとって合理的なものを「定型取引」、定型取引において、契約の内容とすることを目的として当該特定の者(定款型約款準備者)により準備された条項の総体を「定型定款」と定義し、定型約款の効力等について規定が設けられた。

ウ. 現行民法では、錯誤に基づく意思表示は無効とされているが、改正民法では、取り消すことができるものと変更された。

エ. 現行民法の貸金等根保証契約における極度額に関する規律の適用範囲を、改正民法では、根保証契約であって保証人が法人でない「個人根保証契約」へと拡大した。

オ. 現行民法では、債権譲渡がなされた場合において、譲渡された債権の債務者は、異議をとどめないで承諾をしたときは、譲渡人に対抗することができた事由があっても、これをもって譲受人に対抗することができない旨の抗弁の切断が規定されているが、改正民法では、この異議をとどめない承諾による抗弁の切断は廃止された。

- | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|-----|-----|
| ① | アー○ | イー○ | ウー○ | エー○ | オー○ |
| ② | アー○ | イー○ | ウー× | エー○ | オー○ |
| ③ | アー○ | イー× | ウー○ | エー○ | オー× |
| ④ | アー× | イー× | ウー○ | エー× | オー× |
| ⑤ | アー× | イー○ | ウー× | エー× | オー× |

第7問 7-3 (2点)

甲株式会社は、監査役会設置会社であるが、会社法上の大会社ではない。甲社内で生じた不祥事案の処理および対応に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① 甲社の従業員Aは、甲社の取締役Bが甲社の株主Cに利益供与を行おうとしていることを事前に知り、これを所轄官庁へ通報した。この場合、当該通報は、公益通報者保護法上の公益通報となり得る。
- ② 甲社の従業員Dは、甲社の取締役Eが特別背任罪に該当する行為を行ったことを知り、甲社の監査役Fに対し公益通報者保護法上の公益通報を行ったが、当該公益通報をしたことを理由として甲社から解雇された。この場合、公益通報者保護法上、当該解雇は、無効である。
- ③ 甲社の株主Gは、不祥事案の再発防止のため、次回の甲社の定時株主総会終結時に任期満了を迎える取締役Hについて、再度選任すべきではないと考えている。この場合において、Gは、取締役の選任について議決権を行使することができるときは、その保有株式数にかかわらず、当該定時株主総会において、取締役選任の議題につき、現在甲社の取締役ではないIを候補者とする旨の議案を提出することができる。
- ④ 甲社は、不祥事案の再発防止のため、Jを社外取締役として選任することとした。この場合、会社法上、甲社は、定款に定めを設けることにより、Jとの間で、Jの甲社に対する責任について一定の額を限度とする旨の責任限定契約を締結することができる。
- ⑤ 甲社では、いわゆる内部統制システムの構築についての基本方針がこれまで定められていなかったため、内部統制システム構築の基本方針を定めることとした。この場合、甲社の取締役会は、会社法上、内部統制システム構築の基本方針の決定を甲社の代表取締役Kに委任することができる。

第7問 7-4 (2点)

A社は、現在A社が所有している土地Xの上に、建物Yを建築し所有している。B社は、建物Yの取得を検討しているところ、建物YにはC銀行を債権者として抵当権が設定されていることが判明した。次のア～オの記述は、本件に関し、B社内において法定地上権について話している甲と乙との会話の一部である。この会話における乙の発言のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 甲「本件抵当権が実行され、当社が建物Yの買受人となった場合、当社は土地Xを使用できますか。」
乙「競売で当社が建物Yの買受人となった場合に建物Yのために土地Xに法定地上権が成立すれば、当社は土地Xを使用することができます。そのためには、本件抵当権が設定されたときに、A社が土地Xと建物Yの双方を所有していたことが必要です。」
- イ. 甲「土地Xが、建物Yの建築されている部分のほか、その周囲の広大な空地を含んでいる場合において、当社が建物Yの買受人となり、土地Xに法定地上権が成立したときには、法定地上権はどの範囲で成立しますか。」
乙「法定地上権は、必ずしも建物の敷地部分に限定して成立するわけではなく、建物の利用に必要な土地の範囲についても成立します。」
- ウ. 甲「本件抵当権が実行され、当社が建物Yの買受人となり、土地Xに法定地上権が成立する場合、当社は、土地Xを利用するために地代を支払う必要がありますか。」
乙「法定地上権は民法に基づいて当然に認められる権利ですから、当社は、土地Xの利用の対価である地代を支払う必要はありません。」
- エ. 甲「本件抵当権が実行され、当社が建物Yの買受人となり、土地Xに法定地上権が成立する場合、当社は、当該法定地上権の取得を第三者に対抗するために登記が必要となりますか。」
乙「当社は、当該法定地上権の取得を第三者に対抗するために、建物Yの登記または土地Xの地上権の登記が必要となります。」

オ. 甲「本件抵当権が設定された時点では、土地XはD社、建物YはA社がそれぞれ所有していた場合において、本件抵当権を実行され、当社が建物Yの買受人となったときには、土地Xの利用についてはどのようなになりますか。」

乙「本件抵当権設定当時に土地Xと建物Yを別々の者が所有していた場合、当社が建物Yの買受人となっても、法定地上権は成立しません。そこで、民法上、建物Yを買い受けようとする者には、その請求により、抵当権が設定されていない土地Xも同時に競売に付させ、建物Yと共に買い受けることができる権利が認められています。」

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第8問 8－1 (2点)

株式に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。なお、本問中のX株式会社は、会社法上の公開会社ではないものとする。

- ① X株式会社は、定款に定めを設けることにより、剰余金の配当を受ける権利および残余財産の分配を受ける権利の全部を株主に与えないとすることができる。
- ② X株式会社は、定款に定めを設けることにより、剰余金の配当について、株主の持株数の多寡にかかわらず、株主の人数に従い均等に配当するものとすることができる。
- ③ X株式会社は、単元株式数を設定する場合、単元株式数が所定の上限を超えない数となる限り、定款で任意の数を単元株式数として定めることができる。
- ④ X株式会社の株主Aは、第三者Bから500万円を借り受けたが、約定の返済期日までに返済することができなかった。この場合、Bは、Aに対して有する貸金債権を被保全債権、Aが保有するX社の株式を目的物件として仮差押えをすることができる。
- ⑤ X株式会社は、例えば3月31日を基準日と定め、当該基準日において株主名簿に記録されている株主を、所定の期間内に開催されるX社の定時株主総会において議決権を行使することができる者と定めることができる。

第8問 8-2 (2点)

A社は、B社製のコピー機をファイナンス・リースによって導入することとし、リース会社であるC社との間で、ファイナンス・リース契約を締結した。その後、C社は、A社が選定したコピー機をB社から購入し、A社に引き渡した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. ファイナンス・リース契約は、一般に、諾成契約ではなく要物契約とされているため、本件リース契約は、A社からの申込みの意思表示に対してC社が承諾の意思表示をすることに加え、リース物件である本件コピー機の引渡し完了することによって成立する。

イ. C社は、本件コピー機の代金をB社に支払おうとしない。この場合、A社は、B社との間に特約がない限り、本件リース契約に基づくリース料をB社に直接支払う義務を負わない。

ウ. A社は、過失により本件コピー機を破損させた。この場合、A社は、C社から本件コピー機の修理費用相当額の損害賠償を請求されたときは、これに応じなければならない。

エ. A社は、本件コピー機に施されていた、C社所有のリース物件である旨の表示を破棄した上で、第三者であるD社に対し、本件コピー機は自社の所有物であると虚偽の説明をして20万円で売却し、現実に引き渡した。この場合、D社は、A社から本件コピー機の引渡しを受ける際に、本件コピー機がA社の所有物であると信じ、かつそう信じたことにつき過失がないときは、本件コピー機の所有権を取得する。

オ. 本件リース契約の契約期間が満了し、A社は、C社に対し、約定のリース料全額を遅滞なく支払った。この場合、民法上、本件コピー機の所有権は、本件リース契約の期間満了と同時にA社に移転する。

- ① アイエ ② アイオ ③ アウオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第8問 8-3 (2点)

債務の履行に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい

- ① 金銭消費貸借契約において、弁済をする場所について特段の定めがない場合、民法上、借入金債務は持参債務であり、借主は、貸主の現在の住所において弁済をしなければならない。
- ② 民法上、売買契約において、売主が買主に対し債務の本旨に従って売買目的物を提供したときは、買主が当該売買目的物を受領したか否かにかかわらず、売主は、当該売買目的物の引渡債務の不履行によって生ずべき責任を免れる。
- ③ 契約により生じた債務につき、契約において履行期を定めなかったときは、民法上、当該債務の履行期は契約締結時となり、債務者は、契約締結日が経過することにより、直ちに遅滞の責任を負う。
- ④ 商行為によって生じた特定物の引渡債務について、契約等に当該引渡債務の履行場所の定めがないときは、商法上、債務者は、原則として、当該商行為の時に当該特定物が存在した場所において引渡しを行う。
- ⑤ 民法上、売買契約における売買目的物の所有権は、特約のない限り、当該売買契約の締結時に買主に移転する。

第8問 8-4 (2点)

金融商品の取引に対する規制に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 金融商品販売法上の金融商品販売業者等であるX社は、金融商品の販売等を業として行おうとするときは、当該金融商品の販売等に係る金融商品の販売が行われるまでの間に、顧客に対し、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げてはならない。

イ. 金融商品販売法上の金融商品販売業者等であるX社が、顧客Yに対し、所定の重要事項について説明をしなかったことによってYに損害が生じた。この場合において、Yが、その損害の賠償を請求するときには、同法上、元本欠損額は、Yに生じた損害の額と推定される。

ウ. X社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書の提出が義務付けられているY社の経営権の取得を目的として、公開買付けの方法によりY社の株券を取得することとした。この場合、同法上、株券の買付価格は、すべて応募株主について均一である必要はない。

エ. 金融商品取引法上の上場会社等に当たるX社と契約交渉をしているY社の従業員Aは、X社の役員Bから、当該契約の交渉に関し、X社の今後の新製品の概要と発表時期についての情報を得た。Aは、これによりX社の株価が上昇すると考え、X社の株券を購入した。この場合、Aは、X社の役員または従業員ではなく、単にBから情報を入手しただけであるから、AによるX社の株券の購入は、同法により禁止される、いわゆるインサイダー取引に該当しない。

オ. X社は、金融商品取引法に基づき有価証券報告書の提出が義務付けられているY社の経営権の取得を目的として、取引所金融商品市場外においてY社の株券を買い付けることとした。この場合、X社が買付けにより取得することとなるY社の株券の株券等所有割合が5%を超えるときは、同法上、X社は、原則として、公開買付けの方法によらなければならない。

- ① アイウ ② アイオ ③ アエオ ④ イウエ ⑤ ウエオ

第9問 9-1 (2点)

株式会社の会計参与および会計監査人に関する次の文章中の下線部(a)～(e)の記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

会計参与と会計監査人は、ともに株式会社の会計に関与する機関である。

取締役については就任にあたって特定の資格を有していることがその要件とされていないのに対し、会計参与と会計監査人の職務は専門的であることから、(a)会計参与および会計監査人には、公認会計士の資格を有する者に限り就任することができる。

(b)会計参与は、会社法上、会社の役員であり、取締役または執行役と共同して、会社の計算書類およびその附属明細書等を作成することをその主たる職責とする。他方、(c)会計監査人は、会社法上、会社の役員ではなく、その主たる職責は、会社の計算書類およびその附属明細書等の監査をすることである。

(d)会計参与は、定款で定めることにより、すべての株式会社において任意に設置することができる。他方、(e)会社法上、大会社など一定の会社では、会計監査人の設置が義務づけられており、設置を義務づけられていない会社では、会計監査人を設置することはできない。

- ① a b c ② a b e ③ a d e ④ b c d ⑤ c d e

第9問 9-2 (2点)

食品の安全および表示に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. 食品表示法上の食品関連事業者であるA社は、その製造した加工食品甲に、食品表示基準で表示が義務づけられている事項の一部を表示せずに販売していた。この場合、同法上、A社は、行政上の措置として、加工食品甲に当該事項を表示すべき旨の指示や命令を受けることがある。
- イ. B社は、自社の店舗で加工した総菜の販売を行っているが、当該総菜の食品表示においてアレルギーに関する表示を怠っていた。この場合、食品表示法上、B社は、当該表示を怠ったまま当該総菜を販売していたことを理由として刑事罰を科されることはない。
- ウ. 食品衛生法に基づき都道府県知事の営業許可を受けて飲食店を営むC社は、その提供する食品に人の健康を損なうおそれのある異物が混入するという事故をしばしば起こしていた。この場合、同法上、C社は、都道府県知事から営業停止命令や営業許可の取消しを受けることがある。
- エ. D社は、健康増進法上、自社が製造する食品甲が特定保健用食品としての要件を充たしている場合、消費者庁長官の許可を受けずに、特定保健用食品としての特別用途表示をして食品甲を販売することができる。
- オ. 加工食品の製造販売業を営むE社は、その加工食品の容器において、疾病の治療または予防を目的とする旨の医薬品的な効能効果を標ぼうし、販売している。この場合、E社は、医薬品医療機器等法所定の許可を受けていないときは、刑事罰を科されることがある。

- ① アイウ ② アイエ ③ アウオ ④ イエオ ⑤ ウエオ

第9問 9－3 (2点)

民事訴訟法上の少額訴訟に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切なものを1つだけ選びなさい。

- ① 訴訟の目的の価額が60万円を超える訴えであっても、当事者の合意があれば、当事者は簡易裁判所に対し少額訴訟による審理および裁判を求めることができる。
- ② 法人を原告とする少額訴訟は、提起することができない。
- ③ 少額訴訟は、金銭の支払いの請求以外を目的とする場合であっても、提起することができる。
- ④ 少額訴訟において、裁判所は、請求を認容する判決をする場合において、被告の資力その他の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、認容する請求に係る金銭の支払いについて、支払時期の定めをして支払いの猶予を定めることができるが、分割払いの定めをすることはできない。
- ⑤ 少額訴訟の判決に対しては、当事者は控訴をすることはできないが、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができる。

第9問 9-4 (2点)

国際取引における民事上の法的紛争の解決方法に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 外国の会社が、日本の会社との間の民事上の法的紛争について、当該日本の会社を被告として当該外国の裁判所に民事訴訟を提起した後、同一の法的紛争につき日本の裁判所にも同一の内容の民事訴訟を提起した。この場合、日本の民事訴訟法上、先に民事訴訟が提起された当該外国の裁判所に優先権が認められ、後から民事訴訟が提起された日本の裁判所は訴えを却下しなければならない。

イ. 外国の会社と日本の会社との間の契約において、当該契約に関する民事上の法的紛争については当該外国の裁判所に対してのみ民事訴訟を提起することができる旨の合意がなされた。この場合において、当該外国の裁判所が法律上または事実上裁判権を行うことができないため、日本の裁判所に民事訴訟が提起されたときは、日本の裁判所は、当該合意を援用し訴えを却下することはできない。

ウ. 日本の会社と外国の会社が、両者間に民事上の法的紛争が生じたときは、当該外国の法を準拠法とする旨の合意を行った。この場合、合意された当該外国の法と異なる国の法が準拠法となることはない。

エ. 国際取引における民事上の法的紛争について、外国の裁判所において日本の会社に対する損害賠償請求訴訟が提起されている場合であっても、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められるときには、同一の法的紛争について、日本の裁判所において債務不存在の確認を求める訴訟が提起されることがあり得る。

オ. アメリカ合衆国のフォーラム・ノン・コンヴィニエンス (forum non conveniens) の法理によれば、民事訴訟が提起された裁判所以外の裁判所で事件がより適切に審理されると考えられる場合であっても、当該民事訴訟が提起された裁判所が訴えを却下することは認められていない。

- ① アウ ② アオ ③ イウ ④ イエ ⑤ エオ

第10問 10－1 (2点)

企業活動に関わる犯罪に関する次の①～⑤の記述のうち、その内容が最も適切でないものを1つだけ選びなさい。

- ① X株式会社は、甲市における指名競争入札で入札の指名を受けた。入札に先立ち、X社の取締役Aは、指名を受けた同業者の動向に関する情報を入手するため、指名競争入札を担当している甲市の職員Bに多額の金銭を供与し、これを收受したBから情報の提供を受けた。この場合、刑法上、Aは刑事罰を科される可能性はないが、Bは刑事罰を科される可能性がある。
- ② X株式会社の株主Cは、X社の取締役Dに対し、X社の次回の定時株主総会における議決権の行使に関し、X社の計算において金銭を供与することを要求したが、Dはこれに応じなかった。この場合、会社法上、Dは刑事罰を科される可能性はないが、Cは刑事罰を科される可能性がある。
- ③ X株式会社の取締役Eは、X社の決裁制度の不備を突き、取引先Y社との間で、X社が許容していない大幅な値引きを行う代わりに自己に対し一定額のマージン(手数料)を支払うことを条件として、X社とY社との間の売買契約を成立させた。この場合、会社法上、Eは、刑事罰を科される可能性がある。
- ④ X株式会社の製造部門に従事するFは、その業務遂行の過程で、X社から、その製造技術に関して不正競争防止法上の営業秘密が記載された機密文書を交付された。Fは、当該機密文書をX社の競業他社に売却して利益を得る目的で、当該機密文書の管理に関する任務に背き、X社に無断で当該機密文書をZ社に開示して報酬を得た。この場合、不正競争防止法上、Fは、刑事罰を科される可能性がある。
- ⑤ X株式会社の取締役Gは、H国の開発プロジェクトにおいて不正に受注を得るため、その便宜を図ってもらうことを目的として、当該プロジェクトを統括しているH国の公務員Iに対し金銭を供与した。この場合、不正競争防止法上、Gは、刑事罰を科される可能性がある。

第10問 10-2 (2点)

A株式会社は、裁判所に破産手続開始の申立てを行い、破産手続開始の決定を受け、A社の破産管財人としてBが選任された。A社の事業所は、店舗を兼ねている本会社屋のみであり、C社との間の賃貸借契約に基づきC社から賃借しているものである。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの個数を①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. A社に対して貸金債権を有しているD社は、A社に破産手続開始の決定がなされる前に、本件賃貸借契約に基づきA社がC社に対して有する敷金返還請求権について差押命令を得ているが、いまだ弁済を受けていない。この場合、A社に破産手続開始の決定がなされた後も、当該差押命令は破産財団に対して引き続き効力を有し、D社は、他の破産債権者に優先して当該敷金返還請求権から弁済を受けることができる。

イ. E社は、A社に破産手続開始の決定がなされた後、そのことを知らずに、A社が破産手続開始の決定を受けた当時その代表取締役であったFとの間で、A社から商品甲を購入する旨の売買契約を締結した、この場合、E社は、破産管財人BではなくFに対し当該売買契約が有効であることを主張して、商品甲の引渡しを求めることができる。

ウ. A社に破産手続開始の決定がなされた後、破産管財人Bは、速やかにA社の本会社屋からの退去作業に着手したが、最終的に本件賃貸借契約を解消し明け渡すまでに1ヶ月を要した。この場合、C社は、この期間の賃料債権について、財団債権者として権利を行使することができる。

エ. G社は、A社に破産手続開始の決定がなされる前に、A社に商品乙を販売し、商品乙はA社からH社に転売された。その後、A社は、G社に商品乙の代金を支払う前に、破産手続開始の決定を受けた。この場合、G社は、A社に対して有する商品乙の代金債権につき動産売買の先取特権が認められるため、当該先取特権に基づく物上代位権を行使して、A社がH社に対して有する商品乙の代金債権から他の破産債権者に優先して弁済を受けることができる。

オ. A社は、A社に破産手続開始の決定がなされる前から、I社に対して売掛金債権を有していた。I社は、A社に破産手続開始の決定がなされた後に、J社がA社に対して有する貸金債権をJ社から譲り受けた。この場合、I社は、当該貸金債権をもってA社がI社に対して有する売掛金債権と相殺することはできない。

- ① 1個 ② 2個 ③ 3個 ④ 4個 ⑤ 5個

第10問 10-3 (2点)

個人事業主Xは、自動車の燃費を向上させる装置Aを発明した。この場合に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

- ア. Xは、装置Aについて特許出願をする前に、装置Aについて特許を受ける権利をY社に譲渡した。この場合、当該特許を受ける権利の移転は、XとY社との間の合意に加えて、Y社が特許出願をしなければその効力を生じない。
- イ. Xは、装置Aについて特許権の設定登録を受けた後、Y社との間で、装置Aの特許発明についてY社のみ通常実施権を許諾し他の者には実施を許諾しない旨の特約を付した通常実施権(独占的通常実施権)を許諾する契約を締結した。この場合、特許法上、当該独占的通常実施権の許諾は、特許原簿への登録をしなければ、その効力を生じない。
- ウ. Xは、装置Aについて特許権の設定登録を受けた後、Y社との間で、装置Aについての特許権をY社に譲り渡す旨の売買契約を締結した。この売買契約による特許権の移転(特定承継)は、特許原簿への登録をしなければ、XとY社の間においてもその効力を生じない。
- エ. Xが、装置Aについて特許権の設定登録を受けた後、Y社は、過失により、装置AについてXの特許権を侵害し、その業務上の信用を害した。この場合、特許法上、Xには、その損なわれた業務上の信用を回復するのに必要な措置を請求する権利が認められる。
- オ. Xは、装置Aを発明する際に、装置Aを生産する方法について自然法則を利用した高度の技術的思想の創作を行った。この場合、Xは、装置Aについて特許を受けることができるほか、装置Aを生産する方法についても特許を受けられることがある。

- ① アイウ ② アイエ ③ アエオ ④ イウオ ⑤ ウエオ

第10問 10-4 (2点)

会社法上の会社分割に関する次のア～オの記述のうち、その内容が適切なものの組み合わせを①～⑤の中から1つだけ選びなさい。

ア. 株式会社が会社分割をする場合、分割契約または分割計画について、事前に開示していれば、株主総会における特別決議による承認を受けることを要しない。

イ. 吸収分割会社が、吸収分割承継株式会社に承継されない債務の債権者(残存債権者)を害することを知って吸収分割をした場合には、残存債権者は、原則として、吸収分割承継株式会社に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

ウ. 吸収分割に際し、吸収分割承継会社が吸収分割株式会社の特別支配会社である場合には、吸収分割株式会社において、株主総会決議により吸収分割契約の承認を受けることを要しない。

エ. 会社法上、株式会社や合同会社に限らず、合名会社と合資会社も、会社分割における分割会社となることができる。

オ. 会社分割における分割会社は、承継の対象となる事業に主として従事するものとして厚生労働省令で定める労働者について、分割契約または分割計画に労働契約を承継する旨の定めがない場合は、当該労働者に対し、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」に基づいて一定の事項を通知する必要はない。

- ① アイ ② アオ ③ イウ ④ ウエ ⑤ エオ